

横浜市長 山中竹春 様

私達は、横浜市内で小規模保育事業を実践する団体の連絡会です。

子どもの育ちにとって、特に乳幼児期には、小規模で家庭的な保育環境が望ましいと考え、日々、工夫を重ねながら保育に取り組んでいます。

また、連絡会所属団体は小規模保育事業と合わせて乳幼児一時預かり事業、認可保育所、親と子のつどいの広場事業、子育て支援拠点、児童発達支援、企業主導型保育事業など様々な施設・事業を運営する団体が所属しており、それぞれの現場での発見・気づきを共有しながら活動に取り組んでいます。

ここ数年、4月の待機児童数は減少し、定員に空きがある保育園も増えてきました。一方で、年度途中に子どもが満1歳になり職場復帰をしたくても、保育園に空きがなく入園させられないケースも多く見られます。また、保育園見学に来られた方や、一時保育を利用される方を見ていると、共働きではない家庭や、勤務日数が少なく認可保育所の入所要件を満たしていない家庭では、預け先探しに困ったり、子育ての相談相手がいなくて孤独な子育てに困っている家庭がたくさんいると実感しています。このような状況は、保育園を利用している世帯に比べ、虐待のおそれやリスク高めているのではないのでしょうか。また、一日保育園で質の高い保育を受けている子どもと、入所要件を満たせず家庭で仕事の傍ら保育をされている子どもとでは、大きな保育格差が生まれています。

待機児童解消の目途が立ってきた今、保育園はより地域の子育てを支援する場として、これまでよりも多くの家庭に門戸を開き、また市民が安心して子育てをできるよう、誰もが希望する時期に入所できる仕組みに転換していく必要があると考えます。いずれは保護者の就労の有無や形態に関わらず、誰もが保育園を利用できるようになれば、保育格差がなくなり、虐待も減り、幸せな家庭、子どもが増えるのではないのでしょうか。

ぜひ横浜市としてよりよい小規模保育、子ども・子育て家庭への支援策について検討し進めて頂きたい点について、以下に提案いたします。

2023年10月16日

全国小規模保育協議会・横浜チャプター世話人

合同会社つづきチャイルドケア代表 新原晋

株式会社NouRiSH代表 千葉明子

NPO法人ピッピ・親子サポートネット理事長 若林智子

NPO法人さくらんぼ理事長 高橋洋子

NPO法人WooMoo理事長 宮下美代子

横浜市のよりよい小規模保育～子ども・子育て支援施策に向けての提案書

1. 誰もが希望する時期に入所できる仕組みへの転換を

1) 小規模保育の0歳児枠の確保・存続を

横浜市では、1歳児は4月の待機児童が最も多く、0歳児は空きがあることから、0歳児枠を減らし、1歳児枠を増やす方針を推進しています。1歳児の待機児童対策を施すことはもちろん重要ですが、そのために0歳児の枠を減らしてしまうのは疑問です。なぜなら、0歳児については、4月に空きがある園でも例年夏ぐらいに定員が埋まり、夏以降には待機児童が月ごとに増加している状況にあります。

世の中、育児休業を延長できる保護者ばかりではありません。子どもが満1歳を迎えたタイミングで職場復帰しなければ職を失ってしまう方もいます。様々な家庭事情で、子どもを保育園に入れる必要があるにもかかわらず、0歳児枠が埋まってしまい困っている保護者からの問い合わせが毎年多くあります。いつでも希望する時期に入所できるよう、今後も、0歳児枠を確保・存続してください。また、定員に満たない期間、各園が職員の雇用を維持し、安定的に保育を提供できるよう、保育士等雇用対策費の期間、金額の拡充等の対策を実施して下さい。

2) 入園予約制(保育利用支援事業)の取り組み

本来、保育園は利用者が希望する入所時期に入所できることが理想であり、それが保障されているからこそ保護者は十分な育児休業を取得することができます。しかし、実態は4月に入所が集中し定員が埋まってしまうため、多くの保護者は本来の希望ではない4月入所に申請し、自治体も4月の待機児童数を0にすることに重きを置いています。横浜市の10月時点の0歳児の待機児童数をみると2020年は502人、2019年は885人と全体の6割近くを占めており、多くの利用者が希望する時期に入所できていない現状があります。年度途中の入所希望のご家庭が安心して育児休業をとり、育児を楽しむためには、4月時点だけでなく、夏、秋以降にも0歳児枠に空きがあることが社会的インフラとして望ましい状態です。

国も保育所の入園のために育児休業期間を切り上げている保護者がいる現状に鑑み、育児休業終了後の入園予約の仕組みとして入園予約制(保育利用支援事業)といった支援策を打ち出しています。

小規模保育の環境は、少人数で一人一人に丁寧に向き合うことができ、0歳保育の場として、また多様な保育の場として適しています。横浜市として国の制度を活用し、まずは、この予約制度について小規模保育事業から取り組むことを提案します。

2. 小規模保育卒園後の保育継続の保障を

横浜市は、連携園確保・見直しに積極的に取り組まれています。連携施設締結が行われていても、連携園に進級できることが保障されるわけではありません。認可保育所利用家庭は就学前まで保育を継続して受ける権利が保障されているのに対し、小規模保育事業利用家庭は3歳児以降の保育継続が保障されないのは公平性に欠けます。他自治体で実施されている小規模保育卒園児への「先行利用調整の仕組み」の導入や、国の制度変更により可能となった小規模保育施設において3歳児以降の受け入れを可能とする取組など、利用者が安心して保育を継続して受けられ、再保活にならない対策を検討して下さい。

3. 保育士配置について

1) 保育士が代休を取りやすい環境や、研修に参加しやすい環境の整備

認可保育所、認定こども園には、代休等のローテーション保育士確保のために、ローテーション保育士雇用費が助成されており、2021年度からは助成額が拡充されました。しかしながら、小規模保育事業はローテーション保育士雇用費の助成対象から除外されています。また、保育補助者雇用経費も同様に、小規模保育事業は助成対象から除外されています。小規模保育事業は、職員の全体数が少なく、代休の取得や、研修への参加が難しい状況にあります。処遇改善加算Ⅱは小規模保育事業も認可保育所と同様に研修の受講が要件とされています。それにもかかわらず、小規模保育はローテーション保育士雇用費の助成がなく研修受講が難しい状況なのは不公平感を感じずにいられません。保育の質を向上させるためにも、保育士の負担軽減、離職防止のためにも、ローテーション保育士雇用助成費制度及び、保育補助者雇用経費助成制度を導入して下さい。

令和5年度向上支援費説明テキストにおいて、保育士等雇用対策費が令和6年度末までと記載されていました。小規模保育事業における定員割れの数が増えている昨今の状況において、同助成が廃止になると多くの園が職員の雇用を維持できなくなり、年度途中に入園を希望する保護者のニーズに応えられなくなってしまいます。

また、一昨年の意見交換会で、小規模保育事業はローテーション保育士雇用費がない代わりに保育士等雇用対策費があると伺いました。保育士等雇用対策費が廃止になるのであれば、小規模保育事業にもローテーション保育士雇用費の適用を検討して下さい。

2) スポット支援員の活用の推進

今年度から、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など人手が多く求められる時間帯において、園児の安全を確保するために、スポット支援員を配置する場合の経費が助成させることになりました。本助成は、園児の安全を確保することと、保育士の業務負担軽減を目的としており、スポット支援員の行う業務内容は、登園時の繁忙な時間帯への対応、プール活動時の見守り、園外活動時の見守り、園バスによる送迎の補助・車内見守りと例示されています。目的、行う業務内容を考えると、スポット支援員は保育士資格保有者、また経験がある者であることが望ましいことは明かです。しかし、スポット支援員は現在、保育士資格を有しないこと、平成26年以降に雇用された者が要件とされ限定的です。これまで横浜市が掲げていた、保育の質の確保のためにできるだけ有資格者・経験者をという方針ともそぐわないと考えます。できるだけ多くの園がスポット支援員を活用し、より園児の安全を確保できるよう、スポット支援員は無資格者でなければならない制限、平成26年以降に雇用されたものでなければならない制限を撤廃してください。

3) 小規模保育における子育て支援員の活用の推進

子育て支援員は、子ども・子育て新制度のもとで、保育人材を増やす目的で導入されました。小規模保育B型は、保育士に加えて、一定の条件のもとで子育て支援員が保育を行なうことができる事業形態です。しかし、国基準(2分の1以上)に上乗せされた横浜市の保育士配置基準(3分の2以上)では、子育て支援員を配置できる時間が限られ活用が進みません。また「朝夕など児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」により、認可保育所や小規模保育A型では、朝夕など児童が少ない時間帯においては、保育士2名のうち1名は子育て支援員に代替可能となりました。しかしB型は国基準では元々保育士の配置基準が2分の1以上のため、本特例

の対象にB型は含まれておりません。横浜市の独自基準により、B型だけが常に保育士2名を配置しなければならない状況となっております。

小規模保育施設では、これまで多くの子育て支援員が現場の保育を支えてきた歴史があり、且つ、多くの子育て支援員が保育現場で働きながら保育士資格を取得し現在保育士として活躍しています。慢性的な保育士不足の解決策が見出せない中、長期的な保育士の育成のため、子育て支援員の活用を推進できるよう基準の見直しが求められます。横浜市でも国基準の選択ができるよう解決策を検討してください。

4. 小規模保育事業を地域子育て支援の拠点に

1)小規模保育事業を「地域子育て支援事業」実施対象に

保育所における地域子育て支援の役割は年々大きくなっています。横浜市には様々な地域子育て支援の事業・制度がありますが、まだまだ必要な家庭に届いていない現状があります。利用を検討する際の選択肢が少しでも多くなることで、支援が届く可能性が高くなります。現在、小規模保育事業は地域子育て支援事業の補助対象外のため、実施していない園が多いですが、育児講座や交流保育を実施することで園の地域での認知度も高まり、保留児童対策タスクフォースの課題にある「小規模保育事業を選択肢に増やしてもらう」取組にもつながると考えられます。利用者との距離が近く、きめ細かな保育を行なっている小規模保育事業においても、地域子育て支援に積極的に取り組めるよう、地域子育て支援事業の対象とし、補助金を交付してください。

2)多様な保育推進モデル都市として「マイ保育園」制度の検討・導入

コロナ禍において普及した在宅勤務など、働き方や暮らし方はより多様になっています。これまで横浜市が先進性を持って推進してきた一時預かり事業や小規模保育事業は、多様な保育を推進していく上でも重要な基盤になり得ると考えます。さらに、待機児童が解消されつつある今、保育所には保育と子育て支援施策や、通常の保育と一時保育と言った区分を超えて、地域のすべての子どもたちに開かれた存在としてその機能を生かす取り組みが求められています。小規模保育のメリットである機動性に着目し、既に他自治体で導入されている「マイ保育園」制度をまずは、小規模保育において検討してください。

※マイ保育園制度：保育園を子育て支援拠点と位置づけ、妊婦や母親等が身近な保育園に登録することで、出産前から子どもが3歳になるまでの特に不安の多い時期に、保育士等から継続的に支援（育児見学や育児相談、一時保育サービス）を受けることが出来る制度

3)小規模保育をこども誰でも通園制度の実施対象に

孤立した育児を支援するため、親が働いていなくても保育園を利用できる“こども誰でも通園制度”が検討されています。小規模保育の環境は、少人数で各家庭のニーズに柔軟に対応しやすく、保護者の悩みにもじっくり向き合えるため、こども誰でも通園制度を実施するのに適しています。横浜市で同制度の実施を検討する際には、このような特性を生かし、必要とされる方に寄り添い必要な時に必要な人が使える制度の導入を検討してください。

以 上

当提案書へのご回答は下記 事務局団体までお願いいたします。

世話人事務局 NPO法人ピッピ・親子サポートネット 友澤ゆみ子

連絡先 ☎045-530-3939

メールアドレス : pippi@npo-pippi.net

横浜市青葉区市ヶ尾町1065-5-201